

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
愛知労働局名古屋公共職業安定所他建物賃貸借契約	支出負担行為担当官 愛知労働局総務部長 三浦 栄一郎 名古屋市中区三の丸2-5-1	令和3年4月1日	豊島株式会社 一宮市せいの二丁目5番11号	2180001083272	現に使用している建物の使用料であるため、所有者でなければ契約不可能であり、会計法第29条の3第4項に該当	434,257,428	434,257,428	100.00%	0				
不安定就労者再チャレンジ支援事業	支出負担行為担当官 愛知労働局総務部長 三浦 栄一郎 名古屋市中区三の丸2-5-1	令和3年4月1日	ヒューマンアカデミー株式会社 東京都新宿区西新宿七丁目5番25号	4011101055952	一般競争入札になじまないもののため、複数の者から企画書を提出させ、その内容や事業の実施効果等が最も期待できるものを選定する企画競争方式を採用する。	284,409,000	284,409,000	100.00%	0				
愛知労働局広小路庁舎・名古屋北労働基準監督署労災業務センター庁舎建物賃貸借契約	支出負担行為担当官 愛知労働局総務部長 三浦 栄一郎 名古屋市中区三の丸2-5-1	令和3年4月1日	ジャパンリアルエステイト投資法人 東京都千代田区大手町一丁目1番1号	2010005005479	現に使用している建物の使用料であるため、所有者でなければ契約不可能であり、会計法第29条の3第4項に該当	136,610,424	136,610,424	100.00%	0				
あいち雇用助成室事務室及び番庫スペース(名駅Mina am1-onビル)賃貸借契約	支出負担行為担当官 愛知労働局総務部長 三浦 栄一郎 名古屋市中区三の丸2-5-1	令和3年4月1日	アジアライフ1 合同会社 東京都港区虎ノ門三丁目22番10-201号	7010403021494	現に使用している建物の使用料であるため、所有者でなければ契約不可能であり、会計法第29条の3第4項に該当	87,108,912	87,108,912	100.00%	0				
令和3年度高齢者活躍人材確保育成事業委託契約	支出負担行為担当官 愛知労働局総務部長 三浦 栄一郎 名古屋市中区三の丸2-5-1	令和3年4月1日	公益社団法人愛知県シルバー人材センター連合会 名古屋市中区三の丸三丁目2番1号	1180005014489	高齢者雇用安定法において、「高齢者退職者に対し、臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業に必要な知識及び技能の付与を目的とした講習については、シルバー人材センターが行うこととされている。現在、各都道府県において、知事が指定するシルバー人材センターは全都道府県とも、各都道府県のシルバー人材センター連合会が指定されていることから、会計法第29条の3第4項に該当	76,542,000	76,542,000	100.00%	0	公社	都道府県所管		1
エフリードビル建物賃貸借契約	支出負担行為担当官 愛知労働局総務部長 三浦 栄一郎 名古屋市中区三の丸2-5-1	令和3年4月1日	株式会社 エフリード 名古屋市中区錦2-11-6	8180001034716	現に使用している建物の使用料であるため、所有者でなければ契約不可能であり、会計法第29条の3第4項に該当	45,936,000	45,936,000	100.00%	0				
令和3年度障害者就業・生活支援センター事業(雇用安定等事業)委託契約	支出負担行為担当官 愛知労働局総務部長 三浦 栄一郎 名古屋市中区三の丸2-5-1	令和3年4月1日	社会福祉法人 共生福祉会(なごや) 名古屋北区大曾根4-7-28	5180005002770	障害者の身近な地域で就業面及び生活面の一体的な支援を行う本事業の実施主体については、障害者の雇用の促進等に関する法律第27条第1項により、都道府県知事が障害者の職業の安定を図ることを目的として設立された一般社団法人、一般財団法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人、その他厚生労働省令で定める法人を指定することとされている。当該法人は、本業務を行うものとして都道府県知事に指定され、かつ当該地域における本事業の受託者として都道府県知事から推薦された唯一の団体であり、会計法第29条の3第4項(契約の目的又は性質が競争を許さない場合)に該当するものである。	39,373,197	39,366,811	99.98%	0				
令和3年度障害者就業・生活支援センター事業(雇用安定等事業)委託契約	支出負担行為担当官 愛知労働局総務部長 三浦 栄一郎 名古屋市中区三の丸2-5-1	令和3年4月1日	社会福祉法人 養楽福祉会 春日井市廻間町字神屋洞703-1	9180005008236	障害者の身近な地域で就業面及び生活面の一体的な支援を行う本事業の実施主体については、障害者の雇用の促進等に関する法律第27条第1項により、都道府県知事が障害者の職業の安定を図ることを目的として設立された一般社団法人、一般財団法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人、その他厚生労働省令で定める法人を指定することとされている。当該法人は、本業務を行うものとして都道府県知事に指定され、かつ当該地域における本事業の受託者として都道府県知事から推薦された唯一の団体であり、会計法第29条の3第4項(契約の目的又は性質が競争を許さない場合)に該当するものである。	32,275,950	32,215,000	99.81%	0				
令和3年度医療労務管理支援事業委託契約	支出負担行為担当官 愛知労働局総務部長 三浦 栄一郎 名古屋市中区三の丸2-5-1	令和3年4月1日	公益社団法人愛知県医師会 名古屋市中区栄4-14-28	8180005005003	医療従事者の勤務環境の改善を促進するための拠点としての機能(「医療勤務環境改善支援センター」(以下「支援センター」という。))の運用については、愛知県が地域の医療関係団体に委託して設置し、運営全般を実施するものであり、労働局においては、支援センターの運営業務の一部である労務管理支援業務を行うものである。よって運営業務の性質又は契約の性質又は目的が競争を許さないものと判断されるため、会計法第29条の3第4項に該当	31,380,230	31,380,230	100.00%	0	公社	都道府県所管		1
令和3年度障害者就業・生活支援センター事業(雇用安定等事業)委託契約	支出負担行為担当官 愛知労働局総務部長 三浦 栄一郎 名古屋市中区三の丸2-5-1	令和3年4月1日	社会福祉法人 愛光園 知多郡東浦町稲川東米田3-3	6180005011762	障害者の身近な地域で就業面及び生活面の一体的な支援を行う本事業の実施主体については、障害者の雇用の促進等に関する法律第27条第1項により、都道府県知事が障害者の職業の安定を図ることを目的として設立された一般社団法人、一般財団法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人、その他厚生労働省令で定める法人を指定することとされている。当該法人は、本業務を行うものとして都道府県知事に指定され、かつ当該地域における本事業の受託者として都道府県知事から推薦された唯一の団体であり、会計法第29条の3第4項(契約の目的又は性質が競争を許さない場合)に該当するものである。	29,010,895	29,003,000	99.97%	0				
令和3年度障害者就業・生活支援センター事業(雇用安定等事業)委託契約	支出負担行為担当官 愛知労働局総務部長 三浦 栄一郎 名古屋市中区三の丸2-5-1	令和3年4月1日	社会福祉法人 樫の木福祉会 一宮市富田字砂原2147	1180005009646	障害者の身近な地域で就業面及び生活面の一体的な支援を行う本事業の実施主体については、障害者の雇用の促進等に関する法律第27条第1項により、都道府県知事が障害者の職業の安定を図ることを目的として設立された一般社団法人、一般財団法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人、その他厚生労働省令で定める法人を指定することとされている。当該法人は、本業務を行うものとして都道府県知事に指定され、かつ当該地域における本事業の受託者として都道府県知事から推薦された唯一の団体であり、会計法第29条の3第4項(契約の目的又は性質が競争を許さない場合)に該当するものである。	27,043,439	25,567,000	94.54%	0				

令和3年度障害者就業・生活支援センター事業（雇用安定等事業）委託契約	支出負担行為担当官 愛知労働局総務部長 三浦 栄一郎 名古屋市中区三の丸2-5-1	令和3年4月1日	社会福祉法人 豊田市福祉事業団 豊田市西山町2-1-9	5080305005358	障害者の身近な地域で就業面及び生活面の一体的な支援を行う本事業の実施主体については、障害者の雇用の促進等に関する法律第27条第1項により、都道府県知事が障害者の職業の安定を図ることを目的として設立された一般社団法人、一般財団法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人、その他厚生労働省令で定める法人を指定することとされている。当該法人は、本業務を行うものとして都道府県知事に指定され、かつ当該地域における本事業の受託者として都道府県知事から推薦された唯一の団体であり、会計法第29条の3第4項（契約の目的又は性質が競争を許さない場合）に該当するものである。	25,489,750	25,475,000	99.94%	0
令和3年度障害者就業・生活支援センター事業（雇用安定等事業）委託契約	支出負担行為担当官 愛知労働局総務部長 三浦 栄一郎 名古屋市中区三の丸2-5-1	令和3年4月1日	社会福祉法人 ひまわり福祉会 尾張旭市上の山町間口2584・2589-2	7180005008964	障害者の身近な地域で就業面及び生活面の一体的な支援を行う本事業の実施主体については、障害者の雇用の促進等に関する法律第27条第1項により、都道府県知事が障害者の職業の安定を図ることを目的として設立された一般社団法人、一般財団法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人、その他厚生労働省令で定める法人を指定することとされている。当該法人は、本業務を行うものとして都道府県知事に指定され、かつ当該地域における本事業の受託者として都道府県知事から推薦された唯一の団体であり、会計法第29条の3第4項（契約の目的又は性質が競争を許さない場合）に該当するものである。	25,518,906	25,445,000	99.71%	0
令和3年度障害者就業・生活支援センター事業（雇用安定等事業）委託契約	支出負担行為担当官 愛知労働局総務部長 三浦 栄一郎 名古屋市中区三の丸2-5-1	令和3年4月1日	社会福祉法人 岩崎学園 豊橋市岩崎町宇利兵71番地	5180305002413	障害者の身近な地域で就業面及び生活面の一体的な支援を行う本事業の実施主体については、障害者の雇用の促進等に関する法律第27条第1項により、都道府県知事が障害者の職業の安定を図ることを目的として設立された一般社団法人、一般財団法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人、その他厚生労働省令で定める法人を指定することとされている。当該法人は、本業務を行うものとして都道府県知事に指定され、かつ当該地域における本事業の受託者として都道府県知事から推薦された唯一の団体であり、会計法第29条の3第4項（契約の目的又は性質が競争を許さない場合）に該当するものである。	23,457,271	23,387,000	99.70%	0
令和3年度障害者就業・生活支援センター事業（雇用安定等事業）委託契約	支出負担行為担当官 愛知労働局総務部長 三浦 栄一郎 名古屋市中区三の丸2-5-1	令和3年4月1日	特定非営利活動法人くるくる 愛知県刈谷市新栄町7-73	7180305005091	障害者の身近な地域で就業面及び生活面の一体的な支援を行う本事業の実施主体については、障害者の雇用の促進等に関する法律第27条第1項により、都道府県知事が障害者の職業の安定を図ることを目的として設立された一般社団法人、一般財団法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人、その他厚生労働省令で定める法人を指定することとされている。当該法人は、本業務を行うものとして都道府県知事に指定され、かつ当該地域における本事業の受託者として都道府県知事から推薦された唯一の団体であり、会計法第29条の3第4項（契約の目的又は性質が競争を許さない場合）に該当するものである。	20,772,940	20,172,000	97.11%	0
令和3年度障害者就業・生活支援センター事業（雇用安定等事業）委託契約	支出負担行為担当官 愛知労働局総務部長 三浦 栄一郎 名古屋市中区三の丸2-5-1	令和3年4月1日	社会福祉法人名古屋ライオハウス 名古屋市昭和区川名本町1-2	6180005002828	障害者の身近な地域で就業面及び生活面の一体的な支援を行う本事業の実施主体については、障害者の雇用の促進等に関する法律第27条第1項により、都道府県知事が障害者の職業の安定を図ることを目的として設立された一般社団法人、一般財団法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人、その他厚生労働省令で定める法人を指定することとされている。当該法人は、本業務を行うものとして都道府県知事に指定され、かつ当該地域における本事業の受託者として都道府県知事から推薦された唯一の団体であり、会計法第29条の3第4項（契約の目的又は性質が競争を許さない場合）に該当するものである。	19,847,186	19,656,000	99.04%	0
令和3年度障害者就業・生活支援センター事業（雇用安定等事業）委託契約	支出負担行為担当官 愛知労働局総務部長 三浦 栄一郎 名古屋市中区三の丸2-5-1	令和3年4月1日	社会福祉法人 愛恵協会 岡崎市舞木町字小井沢4-1	3180305000831	障害者の身近な地域で就業面及び生活面の一体的な支援を行う本事業の実施主体については、障害者の雇用の促進等に関する法律第27条第1項により、都道府県知事が障害者の職業の安定を図ることを目的として設立された一般社団法人、一般財団法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人、その他厚生労働省令で定める法人を指定することとされている。当該法人は、本業務を行うものとして都道府県知事に指定され、かつ当該地域における本事業の受託者として都道府県知事から推薦された唯一の団体であり、会計法第29条の3第4項（契約の目的又は性質が競争を許さない場合）に該当するものである。	18,213,911	18,210,000	99.98%	0
令和3年度愛知労働局名古屋公共職業安定所他清掃業務委託契約	支出負担行為担当官 愛知労働局総務部長 三浦 栄一郎 名古屋市中区三の丸2-5-1	令和3年4月1日	株式会社リッチライフ 名古屋市中区錦二丁目15番15号	5180001063932	入居ビルより当該業務の委託先が指定されているため、会計法第29条の3第4項に該当	15,041,514	14,539,324	96.66%	0
令和3年度障害者就業・生活支援センター事業（雇用安定等事業）委託契約	支出負担行為担当官 愛知労働局総務部長 三浦 栄一郎 名古屋市中区三の丸2-5-1	令和3年4月1日	社会福祉法人 共生福祉会（尾張中郡） 名古屋市中区大曾根4-7-28	5180005002770	障害者の身近な地域で就業面及び生活面の一体的な支援を行う本事業の実施主体については、障害者の雇用の促進等に関する法律第27条第1項により、都道府県知事が障害者の職業の安定を図ることを目的として設立された一般社団法人、一般財団法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人、その他厚生労働省令で定める法人を指定することとされている。当該法人は、本業務を行うものとして都道府県知事に指定され、かつ当該地域における本事業の受託者として都道府県知事から推薦された唯一の団体であり、会計法第29条の3第4項（契約の目的又は性質が競争を許さない場合）に該当するものである。	14,368,762	13,640,000	94.93%	0
令和3年度障害者就業・生活支援センター事業（雇用安定等事業）委託契約	支出負担行為担当官 愛知労働局総務部長 三浦 栄一郎 名古屋市中区三の丸2-5-1	令和3年4月1日	社会福祉法人 新城福祉会 新城市矢部字本並48番地	9180305007846	障害者の身近な地域で就業面及び生活面の一体的な支援を行う本事業の実施主体については、障害者の雇用の促進等に関する法律第27条第1項により、都道府県知事が障害者の職業の安定を図ることを目的として設立された一般社団法人、一般財団法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人、その他厚生労働省令で定める法人を指定することとされている。当該法人は、本業務を行うものとして都道府県知事に指定され、かつ当該地域における本事業の受託者として都道府県知事から推薦された唯一の団体であり、会計法第29条の3第4項（契約の目的又は性質が競争を許さない場合）に該当するものである。	14,127,984	13,469,000	95.34%	0
令和3年度愛知労働局エフ・ブリードビル併用使用契約	支出負担行為担当官 愛知労働局総務部長 三浦 栄一郎 名古屋市中区三の丸2-5-1	令和3年4月1日	株式会社 エフ・ブリード 名古屋市中区錦2-11-6	8180001034716	併用等を入れ替えることとした場合、併用等の搬去及び設置に係る作業が必要となり、多額の費用が必要となること、また当該作業実施にあたり一定時間当該併用等が使用不可となり雇用調整助成金支給業務等に支障が出ることから、会計法第29条の3第4項に該当	11,459,448	11,161,348	97.40%	0

瀬戸公共職業安定所来者用駐車場貸借契約	支出負担行為担当官 愛知労働局総務部長 三浦 栄一郎 名古屋市中区三の丸2-5-1	令和3年4月1日	契約の相手方が個人のため氏名等非公表		現に使用している駐車場の使用料であるため、所有者でなければ契約不可能であり、会計法第29条の3第4項に該当	1,774,080	1,774,080	100.00%	0				
令和3年度あいち雇用助成室（審査センター）等什器等貸借契約	支出負担行為担当官 愛知労働局総務部長 三浦 栄一郎 名古屋市中区三の丸2-5-1	令和3年4月1日	株式会社 レンタルバスターズ 東京都中央区日本橋室町3-3-3 CMビル3F	8010001165552	什器等を入れ替えることとした場合、什器等の撤去及び設置に係る作業が必要となり、多額の費用が必要となること、また、当該作業実施にあたり一定時間当該什器等が使用不可となり雇用調整助成金支給業務等に支障が出ることから、会計法第29条の3第4項に該当	1,715,450	1,715,450	100.00%	0				
税計業務支援、業務支援、児童手当、非常勤、マイナンバー管理システムのソフトウェアサポート及び許諾プログラム使用契約	支出負担行為担当官 愛知労働局総務部長 三浦 栄一郎 名古屋市中区三の丸2-5-1	令和3年4月1日	コンピュータ・システム株式会社 京都市上京区笹屋町千本西入笹屋四丁目27番3	5130001002985	システムの版權を所有する業者との契約となるため、会計法第29条の3第4項に該当	1,676,400	1,676,400	100.00%	0				
エフリードビル電話機器一式使用契約	支出負担行為担当官 愛知労働局総務部長 三浦 栄一郎 名古屋市中区三の丸2-5-1	令和3年4月1日	株式会社 エフリード 名古屋市中区錦2-11-6	8180001034716	電話機器を入れ替えることとした場合、電話機器の撤去及び設置に係る作業が必要となり、多額の費用が必要となること、また、当該作業実施にあたり一定時間当該電話機器が使用不可となり新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金及び雇用調整助成金支給業務等に多大な支障が出ることから、現在の契約業者と契約を締結することとする。	2,385,680	1,580,612	66.25%	0				
名古屋市中企業振興会館6階事務室（なごやジョブサポートセンター）使用料	支出負担行為担当官 愛知労働局総務部長 三浦 栄一郎 名古屋市中区三の丸2-5-1	令和3年4月1日	名古屋市長 名古屋市中区三の丸3-1-1	4180005004297	名古屋市の借受であり会計法第29条の3第5項に該当（予決令第99条16号）	1,435,200	1,435,200	100.00%	0				
令和3年度刈谷公共職業安定所碧南出張所土地使用料	支出負担行為担当官 愛知労働局総務部長 三浦 栄一郎 名古屋市中区三の丸2-5-1	令和3年4月1日	愛知県知事 名古屋市中区三の丸3-1-2	100020230006	愛知県からの借受であり会計法第29条の3第5項に該当（予決令第99条16号）	1,293,599	1,293,599	100.00%	0				
令和3年度豊川公共職業安定所蒲郡出張所他1所空調設備動力用灯油購入単価契約	支出負担行為担当官 愛知労働局総務部長 三浦 栄一郎 名古屋市中区三の丸2-5-1	令和3年4月1日	マルシメ株式会社 豊橋市下五井町字沖田161番地の1	6180301007191	会計法第29条の3第5項に該当（予決令第99条3号）	1,280,526	1,189,188	92.87%	0				
令和3年度春日井公共職業安定所外来者用駐車場使用料	支出負担行為担当官 愛知労働局総務部長 三浦 栄一郎 名古屋市中区三の丸2-5-1	令和3年4月1日	春日井市土地開発公社 春日井市島居松町5-44	8180005008336	春日井市の公益法人からの借受であり会計法第29条の3第5項に該当（予決令第99条16号）	1,073,100	1,073,100	100.00%	0				
令和3年度春日井公共職業安定所電力供給契約	支出負担行為担当官 愛知労働局総務部長 三浦 栄一郎 名古屋市中区三の丸2-5-1	令和3年4月1日	株式会社 V-Power 東京都品川区東品川三丁目6番5号	2010701025128	会計法第29条の3第5項に該当（予決令第99条3号）	1,341,043	1,001,300	74.67%	0				
豊田市就労支援室（A館T-FACE9階）使用料	支出負担行為担当官 愛知労働局総務部長 三浦 栄一郎 名古屋市中区三の丸2-5-1	令和3年4月1日	豊田市長 豊田市西町3-60	500020232114	豊田市の借受であり会計法第29条の3第5項に該当（予決令第99条16号）	955,356	955,356	100.00%	0				
令和3年度あいち雇用助成室（審査センター）日常清掃業務委託契約	支出負担行為担当官 愛知労働局総務部長 三浦 栄一郎 名古屋市中区三の丸2-5-1	令和3年4月1日	野村不動産パートナーズ 株式会社 名古屋支店 名古屋市中区錦2-19-6	8011101017057	入居ビルより当該業務の委託先が指定されているため、会計法第29条の3第4項に該当	1,986,600	1,980,000	99.67%					
周知用冊子「求人申込から採用まで」作成・印刷契約	支出負担行為担当官 愛知労働局総務部長 三浦 栄一郎 名古屋市中区三の丸2-5-1	令和3年4月7日	株式会社 もとすいんさつ 岐阜県瑞穂市居倉324 代表取締役 小澤 行司	1200001027500	会計法第29条の3第5項に該当（予決令第99条2号）	1,349,782	974,380	72.19%					

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

（注）必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。